

# 提 案 仕 様 書

## 1 件名

苫小牧市防災まちづくり基本計画策定支援業務

## 2 業務背景・目的

本市は、北海道の太平洋沿岸に位置し、巨大地震や津波の他、樽前山の噴火など、様々な大規模災害の懸念がある。防災拠点の整備などを推進し地域防災力の強化を図るため、「苫小牧市防災まちづくり基本構想」に基づく施策の具体化を図る「苫小牧市防災まちづくり基本計画」を策定する。

なお、本業務委託は、本市の「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」等の各種計画を踏まえながら、防衛省の補助事業である「まちづくり構想策定支援事業」の趣旨に沿って実施する。

## 3 契約予定期間

契約締結日から令和9年3月31日

## 4 提案上限金額

8,679千円

上記金額は、消費税10%相当額を積算した金額を含むものとする。

## 5 業務内容等

業務内容は下記のとおりとする。なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも予想されることから、あくまで現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、受託者と協議の上、決定することとする。

### (1) 防災拠点の機能に係る検討

防災まちづくり基本構想で定めた基本方針に基づき、本市に必要となる防災拠点について、最適な配置、規模（面積等）、導入すべき設備・機能、および動線計画等を検討すること。特に、駅前再整備事業において、重点的に防災機能の整備・運営のあり方を検討し、平時と有事の双方を見据えた実現に向けた課題を整理する。なお、本検討にあたっては、関係機関との協議・調整を適宜行うこと。

### (2) 地域合意形成の支援

駅前に導入する防災機能について、地域住民や防災関係機関等の意見を反映させるため、合意形成に向けたプロセスの企画および実施支援を行うこと。その際、「防災まちづくり基本構想」策定時の議論や経緯を踏まえること。また、導入する防災拠点について、平時および有事の双方を見据え、具体的な管理運営主体やその役割分担に関する体制案を提示すること。

### (3) 補助事業の充当可能性について

本計画において導入する防災拠点機能について、防衛省の「まちづくり構想策定支援事業」を活用するため、補助要件を満たすための事業方針やロジックの整理を行うこと。また、関係機関との事前協議に向けた説明資料の作成や、補助金交付申請に必要な各種計画書・資料等の作成支援を行うこと。

### (4) 基本計画（案）のとりまとめ

上記(1)から(3)を踏まえ、中間報告時までに本計画の素案をとりまとめ、その後、本市との協議による修正等を行い、最終的な苫小牧市防災まちづくり基本計画案を作成すること。

## 6 業務実施体制

受託者は、業務監督者及び業務担当者を持って、秩序正しい業務を行うとともに当該業務を実施するため、適正な人員を配置すること。

## 7 業務スケジュール

契約締結後～2週間	業務実施計画の作成・承認
契約締結後2週間～	業務開始
令和8年12月中旬	中間報告（基本計画素案の提出）
令和9年3月15日	基本計画案の提出

## 8 納入成果物

### (1) 調査結果報告書等

2部（正本1部、副本1部）

A4判両面刷の電子データを記録したCD-R又はDVD-R 1枚

### (2) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式

### (3) 電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のいずれかを使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に本市の承諾を得るものとする。

## 9 納入期限

必要となる資料の作成・提出については、その都度、本市の指示を受けること。全ての納入物を契約期間の終了日までに納品すること。

## 10 連絡調整等

### (1) 受託者は、作業の実施に当たっては、本市と連絡を密に取り、十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに本市の指示を受けること。

### (2) 本市から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メール含む）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。

- (3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、本市と協議の上、その指示（書面（電子メール含む））に従うこと。
- (4) 前記(2)又は(3)の場合における追加の指示または業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、本市と受託者の間で協議の上、決定する。

## 11 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後に一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、本市と協議すること。

## 12 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権は、全て委託者に譲渡する。ただし、著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利は、本譲渡の対象外とする。
- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

## 13 業務上の留意事項

- (1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により本市に報告すること。
- (2) 災害その他不可抗力等本市及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、本市は事前に書面での通知により契約を解除できる。
- (3) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報流出防止に万全を期すこと。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず本市と協議すること。

14 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部未来創造戦略室

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL: 0144-32-6229